



監査結果報告書

宝 監 第 1 1 2 号

令和 4年 2月 25日

(2022年)

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 梶 川 み さ お

財政援助団体等監査の結果について（報告）

特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
株式会社東急コミュニティー
第6ブロック子ども館協議会
兵庫六甲農業協同組合
宝塚市職員互助会

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

宝塚市立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の指定管理者、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西（以下「エンパワメント関西」という。）における主に令和2年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年11月15日から令和4年 1月27日まで

本 監 査 令和4年 1月27日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 指定管理料等について

エンパワメント関西において、指定管理事業に従事している職員の雇用契約書を確認したところ、「賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。」と記載されており、対象となる賃金は、本給及び交通費のみであり、時間外勤務手当に係る記載はありませんでした。また、就業規則には、「勤務ローテーション以外の休日出勤および時間外勤務は振替できるものとします。」と記載されており、指定管理事業における時間外勤務の機会は多くないものの、職員全員が割増賃金の支払いが必要ではない振替休日を取得していました。しかしながら、所定労働時間が週 37.5 時間の職員においては、週をまたぐ振替等により法定労働時間（週 40 時間）を超えるおそれがあり、法定労働時間を超える労働時間に対しては、割増賃金を支払う必要があります。

同様に、指定管理事業に従事しているアルバイトの雇用契約書にも、「賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。」と記載されており、対象となる賃金は、時給のみであり、交通費の支給規程はありませんでした。しかしながら、給与支給時には、給与の一部を交通費として支給しており、その結果、雇用契約書に記載された時給を下回っている事例がありました。

このことについて、エンパワメント関西からは、「所管課と協議した結果、令和4年度以降は法定労働時間を超える労働時間については、時間外勤務手当を25%増で支払うこととし、就業規則にも追記する。アルバイトについても、時給に交通費を含むことは合意を得ていたが、雇用契約書に交通費の取扱いを明記する。また、雇用契約書の当該文言（賃金の他に一切の請求をしない旨を約す。）は削除する。」旨の説明を受けました。所管課においても、指定管理者に対し事務及び財務に関する監査を毎年実施していることから、これらの是正状況についても確認する必要があると考えます。

以上の取扱いについて、エンパワメント関西からは、「平成28年度の指定管理者応募説明会の質疑応答において、所管課から人件費の上限は2,700万円と回答があった。このため、人件費は2,700万円以内に抑えなければならないと理解していた。」旨の説明がありました。指定管理料は予算で設定されていますが、人件費等の配分について制約するものではありません。加えて、所管課では、人件費、事業費、施設管理費、その他経費等の区分で指定管理料を積算していますが、人件費の上限2,700万円に対する明確な積算根拠はありませんでした。指定管理料の算出に当たっては、適切な積算に基づくものでなければならないと考えます。

一方、年度別協定において、「指定管理料のうち、ソリオ宝塚共益費（管理費）、個別空調に係る経費（電気代、ガス代、フィルター清掃費）について剰余が生じたときは、年度別協定を変更の上、その剰余額に相当する額（予算額－決算額）を指定管理料の総額から減額する。」と定められています。なお、この年度別協定に係る令和2年度の剰余額は174万円であり、コロナ禍による臨時休館に伴う精算額と合算して、市に返還されていました。この剰余額の算出根拠の1つである予算額については、「エンパワメント関西から提示された収支計画が予算内であり、かつ整合性を欠く設計でなければ、適正と判断している。」旨の説明を受けました。しかしながら、戻入を前提としている項目の予算額については、事業者の積算に基づくのではなく、所管課が一定の基準を持って積算し、できる限り剰余額が発生しないようにすべきであると考えます。

令和4年度から令和9年度までの指定管理者についてもエンパワメント関西が選定されています。所管課においては、明確な積算根拠を持った上で指定管理料を設定し、指定管理者制度の本来の趣旨にのっとり、指定管理者の創意工夫が図れる運用に努めてください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

- (1) 指定管理期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 指定管理料 令和2年度 46,563,964円

2 指定管理施設の概要

- (1) 名称 宝塚市立男女共同参画センター
- (2) 所在地 宝塚市栄町2丁目1番2号「ソリオ2」4階
- (3) 建物 鉄筋鉄骨コンクリート造地上8階地下1階建「ソリオ2」4階部分
面積900.98㎡
- (4) 開館年月日 平成元年10月1日（平成5年4月1日に現在の場所へ移転）

3 施設設置の目的

すべての人が個人として、性にとらわれず、自分らしく生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指すための施策推進の拠点施設として、相談、学習・交流、情報収集・提供などの事業を行うほか、男女共同参画社会づくりを目指して活動するグループや団体に活動の場を提供し、交流・連携の促進を図ることを目的として設置しています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

- ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- イ 男女共同参画の推進に関する諸問題に係る相談に関すること。
- ウ 男女共同参画の推進を図るための啓発及び学習に関すること。
- エ 男女共同参画の推進を目的として活動している団体に活動の拠点を提供し、交流及び連携の促進を図ること。
- オ 男女共同参画の推進を目的として活動している団体の育成に関すること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

(2) 利用許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、男女共同参画センターの管理に関し市

長が必要があると認める業務

第8 指定管理者の概要

1 名称等

- (1) 名 称 特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西
- (2) 主たる事務所 宝塚市中野町4番11号
- (3) 設立年月日 平成12年8月3日

2 主な事業内容

- (1) 女性や子どもへの暴力防止に関する啓発・学習事業
- (2) 子どもへの暴力防止プログラムの提供事業
- (3) 子ども育ちに関わる大人のための啓発・学習事業
- (4) 人権問題及び男女平等推進に関する啓発・学習事業
- (5) 性の健康教育に関する啓発・学習事業
- (6) 女性の自立とエンパワメントのための啓発・学習・ネットワーク支援事業
- (7) 子どものエンパワメントのための啓発学習事業
- (8) 男女共同参画センターの管理・運営事業

3 組織

エンパワメント関西は、理事長1人、副理事長1人、理事3人、監事1人及び職員43人をもって構成されています。

(令和3年3月31日現在)

株式会社東急コミュニティー

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

宝塚市営中ヶ谷住宅 外31住宅（以下「市営住宅」という。）の指定管理者、株式会社東急コミュニティー（以下「東急」という。）における主に令和2年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年11月15日から令和4年 1月27日まで

本 監 査 令和4年 1月27日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 市営住宅等管理業務に係る収支状況について

宝塚市営住宅管理条例第2条で規定する市営住宅及び共同施設（集会所、倉庫、駐車場等）については、令和元年度から東急を指定管理者として管理を行っています。

令和2年度事業報告書を確認したところ、指定管理料内訳書の決算額が誤っていることが判明しました。指定管理者の各年度の実績を確認する上でも決算状況については最も基本的なものであり、当該誤りは支出額の合計が変わるため、指定管理者のモニタリングを行う施設管理運営事業評価票にも影響することとなります。まずは、東急が正しい事業報告書を作成することが第一ですが、所管課においても事業報告書の内容に誤りがないか慎重に確認を行ってください。

また、事業報告書として提出される指定管理料内訳書の記載内容では、実態に合った正確な支出額が記載されておらず、指定管理料に余剰金がどれぐらい生じているのか把握できない状況となっています。現状のままでは今後も含めて指定管理料の適正な費用積算が困難ではないかと考えます。

本来、指定管理者から提出されるべき事業報告書のうち収支決算書は、指定管理業務の収支状況を正しく把握するためだけでなく、指定管理料の適正な積算にも大きく影響を与えますので、今後、所管課においては実態に合った正確な収支決算書の作成について指導してください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和2年度 177,395,944円

2 指定管理施設の概要

宝塚市営住宅管理条例第2条で規定する市営住宅及び共同施設（集会所、倉庫、駐車場等）

3 施設設置の目的

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 入退去に関する業務

(2) 家賃及び駐車場使用料の徴収に関する業務

(3) 入退去に係る連絡、相談、指導等に関する業務

(4) 建物、設備、備品等の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関し市長が必要と認める業務
業務の実施に当たり、東急は市営住宅管理センターを開設しています。

◎市営住宅管理センターの概要

所在地 宝塚市栄町2丁目1-2 ソリオ2 5階

窓口開設 月曜日～土曜日の9:00～18:00

(日曜・祝日及び年末年始は休業)

第8 指定管理者の概要

1 名称等

(1) 商号 株式会社東急コミュニティー

(2) 所在地 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
世田谷ビジネススクエアタワー

(3) 設立年月日 昭和45年4月8日

(4) 資 本 金 16 億 5,380 万円

2 主な事業内容

- (1) マンションライフサポート事業
- (2) ビルマネジメント事業
- (3) リフォーム事業

3 組 織

東急は、代表取締役 1 人、取締役 10 人、監査役 2 人、従業員 3,619 人、嘱託 2,341 人、パートタイマー 3,688 人をもって構成されています。

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

第6ブロック子ども館協議会

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

宝塚市立山本山手子ども館 外2子ども館（以下「子ども館」という。）の指定管理者、第6ブロック子ども館協議会（以下「協議会」という。）における主に令和2年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年11月15日から令和4年 1月28日まで

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正に執行されていました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

- (1) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 指定管理料 令和2年度 22,041,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 宝塚市立山本山手子ども館

- ア 所在地 宝塚市山手台東1丁目4番1号
- イ 建物 軽量鉄骨造1階建
専有面積 117.6 m²、共有面積 70.04 m² (273.3 m²中)
- ウ 開館年月日 平成22年4月1日

(2) 宝塚市立ひばり子ども館

- ア 所在地 宝塚市長尾台1丁目1番1号
- イ 建物 軽量鉄骨造1階建 (91.6 m²)
- ウ 開館年月日 平成22年4月1日

(3) 宝塚市立中山台子ども館

- ア 所在地 宝塚市中山桜台2丁目2番5号
- イ 建物 鉄筋コンクリート造2階建2階部分 (29.4 m²)
- ウ 開館年月日 平成22年4月1日

3 施設設置の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童（以下「児童」という。）に健全な遊びを与えて、児童の健康を増進し、又は情操をゆたかにするため設置しています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

- ア 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。
- イ 児童の遊びの指導に関すること。
- ウ 児童のクラブ活動の育成及び指導に関すること。
- エ 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関すること。
- オ 子育て支援に関すること。
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業。

(2) 利用許可に関する業務

(3) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、子ども館の管理に関し市長が必要であると認める業務

第8 指定管理者の概要

1 名称等

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | 第6ブロック子ども館協議会 |
| (2) 主たる事務所 | 宝塚市山手台東1丁目4番1号
宝塚市立山本山手子ども館内 |
| (3) 設立年月日 | 平成21年10月1日 |

2 目的

協議会は、第6ブロック内の3コミュニティ、山本山手コミュニティ、コミュニティひばり、中山台コミュニティの連携を基に子どもの幸せと子育て家庭への支援を行うために第6ブロック子ども館を運営することを目的に設立されています。

3 主な事業内容

協議会は、次の事業を行っています。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供に関する事。
- (2) 児童の遊びの指導に関する事。
- (3) 児童のクラブ活動の育成及び指導に関する事。
- (4) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関する事。
- (5) 子育て支援に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

4 組織

協議会は、理事長1人、副理事長2人、理事9人及び事務局職員19人（館長は理事及び事務局職員を兼務）をもって構成されています。

(令和3年3月31日現在)

兵庫六甲農業協同組合

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

宝塚市立農業振興施設（以下「農業振興施設」という。）の指定管理者、兵庫六甲農業協同組合（以下「JA」という。）における主に令和2年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年11月15日から令和4年 1月27日まで

本 監 査 令和4年 1月27日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 農業振興施設に係る収支状況について

農業振興施設については、「農産物等を通じて都市と農村との相互交流を推進し、農業の振興及び地域の活性化を図るため」に設置され、JAを指定管理者として施設の運営を行っています。

指定管理業務に係る収支決算書を確認したところ、次表のとおりとなっていました。

(単位：円)

科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	直売所手数料	7,119,344	6,709,276	6,503,479	10,619,369
	指定管理料	1,373,000	1,373,000	1,386,000	1,399,000
	加工施設利用料金	451,821	413,150	229,950	222,110
	その他（他事業より補てん）	3,817,277	2,404,923	3,400,783	0
	合計	12,761,442	10,900,349	11,520,212	12,240,479
支出	人件費	8,767,924	8,360,924	8,294,299	8,934,238
	POSシステム点検費	410,832	410,832	418,440	1,151,040
	直売所水道光熱費	1,374,756	837,899	986,523	941,938
	加工施設水道光熱費	472,004	387,899	486,249	477,956
	屋外トイレ清掃費	474,000	0	468,000	469,500
	施設管理費	328,428	157,874	153,400	168,740
	警備費	324,000	324,000	316,800	316,800
	雑費	609,498	420,921	396,501	583,522
	合計	12,761,442	10,900,349	11,520,212	13,043,734
収支差額		0	0	0	△ 803,255

「直売所手数料」については、直売所の収入とするべき割合について誤った割合となっていたことから令和2年度から実態に即した手数料に改めています。また、「POSシステム点検費」については、令和元年度まで計上漏れの部分があったことから令和2年度から修正が行われています。「屋外トイレ清掃費」については、実際はJA職員が従事していることから計上の必要のない項目ではないかと考えます。また、消費税についても、本来なら「租税公課」として消費税を計上すべきところを決算書上では記載がありませんでした。このように、直売所手数料の割合など一部改善は見られますが、これまで事業の赤字分については、全て指定管理者であるJAが補填していたこともあり、事業実態と整合性が取れていない収支決算書となっています。

指定管理事業の収支決算は、当該施設の経営状態を正しく把握するためだけでなく、

指定管理料の適切な積算や、施設の活性化、今後の事業方針にも大きく影響を与えますので、今後はJAに対して実態に応じた正確な収支決算書の作成とともに、収支改善についても指導してください。

2 農産物加工施設について

農産物加工施設については2室あり、ピーク時には4団体の利用がありましたが、その後は2団体の利用となり、令和元年度からは1団体（毎月の利用者数2人）のみの利用となっています。そのため、平成30年度は41万円であった加工施設利用料金収入が、令和元年度では22万円、令和2年度も22万円と半減しています。一方で、加工施設水道光熱費は平成30年度においては38万円でしたが、令和元年度からはガス代を含めたこともあり、令和元年度が48万円、令和2年度は47万円と、利用料金収入の2倍以上の水道光熱費となっており、これだけを見ても、農産物加工施設に係る経費に対して利用料金が見合わない実態となっています。所管課からは、「現在の利用料金は、宝塚市立農業振興施設条例第10条第2項に則して指定管理者であるJAから申請された金額を市内他施設の利用料金の相場等から妥当と判断し、市が承認した金額である。」旨の説明を受けましたが、令和3年11月に策定された「受益者負担適正化ガイドライン」に示された内容に鑑みれば、不適切な利用料金の設定になっていると考えざるを得ません。今後、適切な利用料金について検討を行うとともに、利用団体の増加に向けてJAと協議を行い、特定の団体のみが利用する施設になることなく、当該施設が本市全体の農業振興及び地域活性化につながるよう努めてください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和2年度 1,399,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 名称 宝塚市立農業振興施設

(2) 所在地 宝塚市大原野字炭屋1番地の1

(3) 建物 多目的施設 鉄骨造平屋建て 205 m²
農産物加工施設 鉄骨造平屋建て 94 m²
屋外便所 鉄骨造平屋建て 37 m²

(4) 開設年月日 平成17年11月1日

3 施設設置の目的

農産物等を通じて都市と農村との相互交流を推進し、農業の振興及び地域の活性化を図るため設置しています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

ア 都市と農村との交流に関すること。

イ 地域農業の情報発信に関すること。

ウ 地域農産物や地域特産物を通じての農業の振興及び地域の活性化に関すること。

エ 地域農産物の加工品の開発及び製造に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(2) 利用許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、農業振興施設の管理に関し市長が必要があると認める業務

第 8 指定管理者の概要

1 名称等

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 名 称 | 兵庫六甲農業協同組合 |
| (2) 主たる事務所 | 神戸市北区有野中町二丁目12番13号 |
| (3) 設 立 年 月 日 | 平成12年4月3日 |

2 主な事業内容

- (1) 営農経済事業
- (2) 資産管理事業
- (3) 生活文化事業
- (4) 企画管理

3 組 織

J Aは、組合長1人、副組合長1人、専務理事1人、常務理事3人、理事37人、代表監事1人、常勤監事1人、監事4人、職員1,134人をもって構成されています。

(令和3年 3月31日現在)

宝塚市職員互助会

第1 監査等の種類

財政援助団体監査

第2 監査等の対象

主に令和2年度における宝塚市職員互助会（以下「互助会」という。）に対する市の負担金に係る出納その他の事務の執行

互助会負担金	26,067,990円
--------	-------------

第3 監査等の期間

事務局監査 令和3年11月15日から令和4年 1月28日まで

本 監 査 令和4年 1月28日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

負担金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 繰越金について

互助会では、一般会計のほか出産祝金及び弔慰金給付特別会計（以下「出産特会」という。）及び入学祝金給付及びクラブ助成事業特別会計（以下「入学特会」という。）を設置しています。令和2年度の決算状況を見ると、一般会計では1,008万円、出産特会では199万円の黒字となっています。この黒字額については、剰余金として年度ごとに精算を行い会員の掛金及び市の負担金の比率で按分し、会員の掛金相当額は入学特会に繰入し、市の負担金相当額は負担金の拠出元に返還することとなっています。

令和2年度の剰余金の処分明細は次表のとおりとなっていました。

(単位：円)

処分方法	一般会計分	出産特会分	合計
入学特会への繰入	6,231,517	1,497,560	7,729,077
拠出元への返還	3,857,607	499,187	4,356,794
合計	10,089,124	1,996,747	12,085,871

入学特会への繰入は772万円にも及び、令和2年度決算後の当会計の繰越金は5,504万円と次表のとおり繰越額が毎年度膨らみ続けています。

(単位：円)

決算年度	繰越額	備考
平成29年度	34,552,084	平成29年度から平成30年度への繰越
平成30年度	41,397,155	平成30年度から令和元年度への繰越
令和元年度	47,566,140	令和元年度から令和2年度への繰越
令和2年度	55,047,981	令和2年度から令和3年度への繰越

繰越金が増額している現状について、互助会からは「繰越金を活用して会員の福利厚生に資する事業を実施することや繰入金そのものを減額するため、当分の間、一般会計の収入である会員の掛金及び市の負担金の減額を検討する。」旨の説明を受けました。また、所管課からも「繰越金は必要以上の残高となっていると認識しており同様の検討をすべきである。」旨の説明を受けました。

互助会の事業経費が主に会員の掛金及び市の負担金収入をもって充てられていることに鑑みると、必要以上の繰越金を保有することは適当ではないと考えます。会員の掛金及び市の負担金の減額を検討することも含め、適正な収支状況を維持しながら会員の福利厚生に効果的な事業が実施できるよう互助会に対し適切な指導を行ってください。

第7 互助会の概要

1 名称等

- (1) 名 称 宝塚市職員互助会
- (2) 主たる事務所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所内
- (3) 設立年月日 昭和42年4月1日

2 目的

互助会は、地方公務員法の精神にのっとり、職員の相互共済及び福祉の増進を図ることを目的としています。

3 事業

互助会は、目的を達成するため、福利、厚生等に関する資金の給付その他の事業を行っています。

4 組織

互助会は、理事長1人、理事8人、監事2人、事務局長1人及び事務局職員14人（うち13人が人材育成課（福利厚生担当含む）又は給与労務課を兼務）をもって構成されています。

（令和3年 3月31日現在）